

(目的)

第1条 この告示は、開発行為を適正に指導し、土地利用の調整を図ることにより、市内における土地の無秩序な開発を防止し、市民の安全かつ良好な生活環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土地取得 土地の所有権を有償で取得し、又は地上権その他土地の使用及び収益を目的とする権利を有償で取得し、若しくは設定することをいう。
- (2) 開発行為 住宅用地、工場用地、店舗用地及び娯楽施設用地の造成その他土地の区画又は形質の変更をいう。
- (3) 事業主 開発行為に係る工事(以下「工事」という。)の請負契約の発注者又は請負契約によらないで、自らその工事を行う者をいう。
- (4) 工事施工者 工事請負人(下請人を含む。)又は請負契約によらないで、自らその工事をする者をいう。

(土地取得の届出)

第3条 1団の面積が3,000平方メートル以上の土地取得をしようとする者(以下「土地取得者」という。)は、土地取得届出書(様式第1号)により、市長に届け出なければならない。

(開発行為の届出)

第4条 1団の面積が3,000平方メートル以上の土地の開発行為をしようとする事業主は、土地開発行為届出書(様式第2号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。ただし、法令により許認可の申請又は届出を要する開発行為については、当該法令による許認可の申請又は届出書の写しを市長に提出するものとする。

(国等に関する特例)

第5条 国又は地方公共団体は、前2条の規定による届出を要する行為をしようとするときは、市長にその旨を事前に通知するものとする。

(指導基準)

第6条 市長は、第3条及び第4条の規定による届出があったときは、速やかに内容を調査し、次に掲げる基準に適合するよう指導を行うものとする。

- (1) 市の土地利用計画又は構想に適合していること。
- (2) 災害防止対策が十分講じられていること。
- (3) 関係法令に照らし、適法なものであること。
- (4) 公共事業に支障を来さないものであること。
- (5) 自然環境の保全、文化財の保護及び公害の防止について適切な配慮がなされていること。
- (6) 道路等の交通施設の整備が図られること。
- (7) 給排水施設等生活環境施設の整備が図られること。
- (8) 土地取得の予定対価の額が地域の実情に即していること。
- (9) 具体的な事業計画を有し、当該開発行為が確実に実現する可能性があること。
- (10) 各種の施設計画が法令に定める計画基準に適合していること。

(指導及び勧告)

第7条 市長は、前条の指導に従わない者があるときは、当該開発行為について中止、変更等の勧告を行うものとする。

(開発協定)

第8条 前条の基準に適合する開発行為については、その適正な施行を確保するため、市長は、当該開発行為を行おうとする事業主との間において、開発協定を締結するものとする。

(工事着手等の届出)

第9条 開発協定を締結した事業主は、次各号のいずれかに該当するときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 工事の着手及び完了をしたとき。
- (2) 工事の着手及び完了の時期を変更しようとするとき。
- (3) 工事を中止し、又は再開しようとするとき。

(4) 工事施行者を変更しようとするとき。

(5) 工事を廃止しようとするとき。

(工事の調査指導)

第10条 市長は、当該工事が開発協定の内容に適合しているかどうかについて、必要に応じて調査指導するものとする。

(報告等)

第11条 市長は、事業主又は工事施行者に対し、この告示の目的達成のため、必要な報告又は資料の提出を求めるものとする。

(非協力者に対する措置)

第12条 市長は、第3条若しくは第4条の規定による届出をしない者又は第8条の規定により締結した開発協定に従わないで開発行為を行っている事業主若しくは開発行為を行った事業主に対して、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 法令等の規定による許認可、諸証明及び同意を行わないこと。

(2) 水道の供給を行わないこと。

(3) 道路管理者に対して開発行為に関連する道路の占用及び特殊車両の通行の許可を行わないよう要請すること。

(4) 開発行為に関連する公共事業等の施行について参酌すること。

(5) 電話、電気等の供給業者に対し、電話、電気等の供給をしないよう要請すること。

(6) 事実を公表すること。

(その他)

第13条 この告示の施行に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成16年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の芦原町土地利用指導要綱(昭和48年芦原町告示第19号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

様式第1号（第3条関係）

土 地 取 得 届 出 書			
あわら市長 様		年 月 日	
		事業主 住 所 氏 名	
あわら市土地利用指導要綱第3条の規定により次のとおり届け出ます。		㊦	
目的及び事業概要			
事業着手予定時期		着工予定	年 月 日
		完了予定	年 月 日
取得予定地の所在地			
地目別面積 (m <sup>2</sup> )	田	m <sup>2</sup>	円
	畑	m <sup>2</sup>	円
	山林	m <sup>2</sup>	円
	原野	m <sup>2</sup>	円
	宅地	m <sup>2</sup>	円
	雑種地	m <sup>2</sup>	円
	その他	m <sup>2</sup>	円
単 価 (3.3m <sup>2</sup> 当たり)			
計		m <sup>2</sup>	円
土地取得方法 (いずれかを○で囲む。)		買収	賃借
		その他 (地上権設定等の権利の取得)	
地主数		人	
土地取得予定期間		着手(予定)	年 月 日
		完了予定	年 月 日
備考			
添付書類		状況を明らかにした位置図及び平面図	
(注) 地目別の金額は、取得方法が金銭以外のものであるときは、時価を基準として見積もった額とすること。			

様式第2号（第4条関係）

土地開発行為届出書		年 月 日
あわら市長 様	事業主 住所 氏 名 ㊦ 〔法人にあつては主たる事務所の所 在地及び名称並びに代表者の氏名〕	
あわら市土地利用指導要綱第4条の規定により次のとおり届け出ます。		
開 発 の 目 的		
開 発 地 の 所 在 地	主たる地目	
開 発 地 の 状 況		
開 発 地 の 面 積	m <sup>2</sup>	
施 行 方 法	施行設備	
	施行に伴う土地の 形質変更の状況	
	施行後の取扱い	
	自然環境保全上の 配慮	
工 事 施 行 者	住所	電話 氏名
予 定 期 日	着工 年 月 日	完了 年 月 日
備 考		
<p>注1 「開発地の状況」欄には、傾斜地（急緩の別）、平坦地、林地、伐採跡地及び草生地 の別を記入すること。</p> <p>2 「備考」欄には、他の法令の規定により当該開発行為が行政庁の許可、認可その 他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その旨を記入すること。</p> <p>3 この届出書には、位置図及び平面図、断面図、構造図、意匠配分図その他開発行 為の方法の表示に必要な図面を添付すること。</p>		

様式第 1 号 ( 第 3 条関係 )

様式第 2 号 ( 第 4 条関係 )